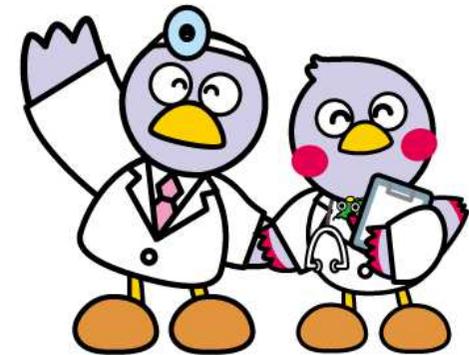


令和7年度向け
(令和7年4月1日発行)



埼玉県医師育成奨学金 キャリア形成プログラム (基本版)



発行：埼玉県総合医局機構

目次

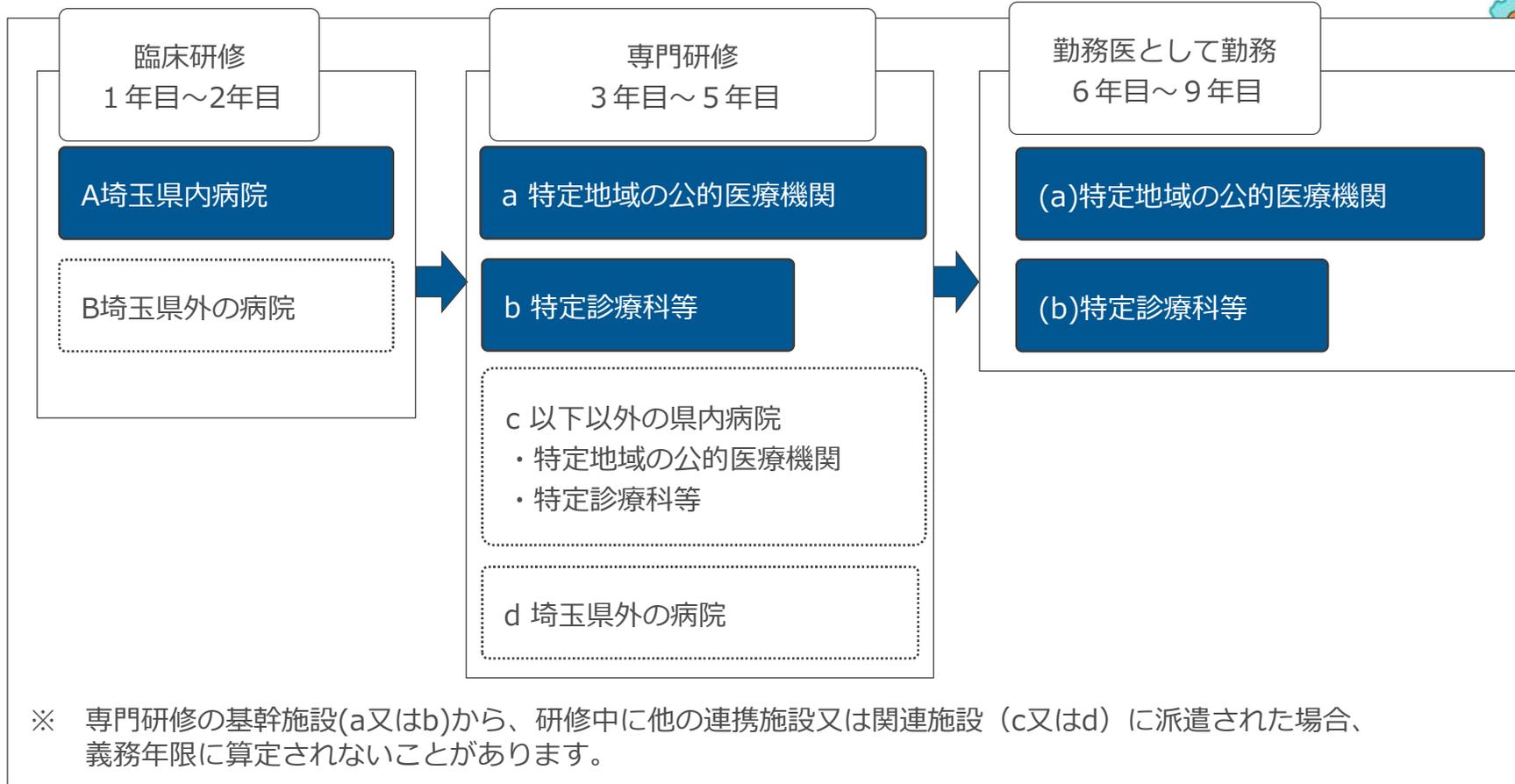
1.	キャリア形成プログラム（基本版）について	・ ・ ・ ・ ・ 1
2.	基本フローチャート	・ ・ ・ ・ ・ 2
3.	モデルコース	・ ・ ・ ・ ・ 3
	（1）ベーシックコース	・ ・ ・ ・ ・ 4
	（2）海外留学コース	・ ・ ・ ・ ・ 5
	（3）学位取得コース	・ ・ ・ ・ ・ 6
4.	臨床研修病院について	・ ・ ・ ・ ・ 7
5.	義務年限に算定される専門研修	・ ・ ・ ・ ・ 8
6.	研修後の勤務①特定地域の公的医療機関	・ ・ ・ ・ ・ 9
7.	研修後の勤務②県内病院の産科、小児科	・ ・ ・ ・ ・ 10
8.	研修後の勤務③救命救急センター	・ ・ ・ ・ ・ 11
9.	研修資金貸与制度	・ ・ ・ ・ ・ 12
10.	臨床研修指導医資格取得支援事業	・ ・ ・ ・ ・ 13

1. キャリア形成プログラム（基本版）について



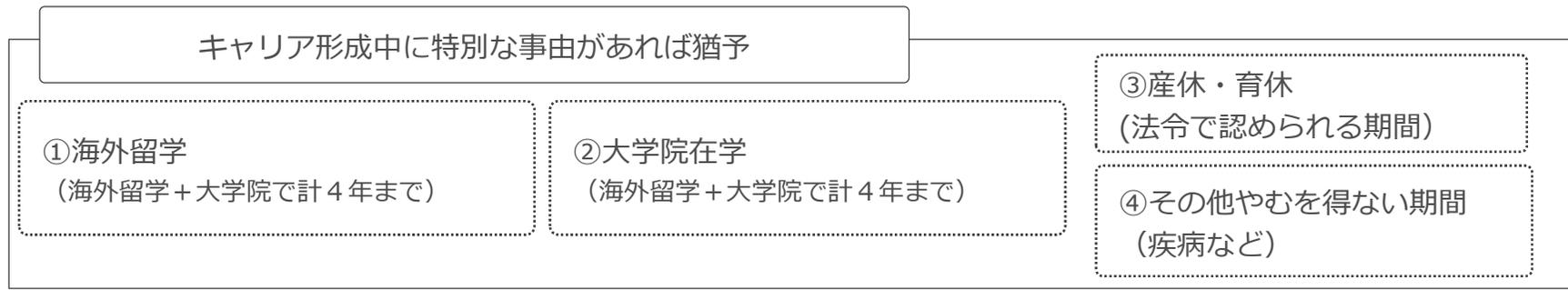
- 1 対象者
埼玉県医師育成奨学金貸与条例により奨学金を貸与された者
- 2 目的
県が指定する勤務を行う対象者の能力の開発及び向上を図る。
- 3 県が指定する勤務とは
 - ・ 県内臨床研修病院（P7参照）における研修の受講
 - ・ 特定地域※¹の公的医療機関（P9参照）における勤務（専門研修の期間を含む）
 - ・ 特定診療科等※²における勤務（専門研修の期間を含む）
 - ※ 1 医師の確保が必要な地域として県が指定した地域
 - ※ 2 県内病院の産科、小児科、救命救急センター（P10、P11参照）
- 4 義務年限
県指定の勤務期間は9年間（義務年限）
- 5 県指定の勤務の中断について
以下に掲げる理由が継続する期間内において県が必要と認める期間は、県指定の勤務を中断（猶予）することができる。
 - （1）県外の臨床研修病院において臨床研修を受講しているとき。
 - （2）専門研修を受講しているとき（特定地域の公的医療機関又は特定診療科等における研修を除く）。
 - （3）大学を卒業する日の属する年度に実施される医師国家試験に合格しなかった場合において、翌年度に実施される医師国家試験に合格し、医師免許を得ようとする意志を有するとき。
 - （4）災害、疾病で業務に従事できないとき（実際にかかった期間）。
 - （5）産休・育児休業中のとき（法令により定められている期間）。
 - （6）大学院に在学しているとき（大学院、留学で合計4年間）。
 - （7）海外留学などの医学研修を受講しているとき（大学院、留学で合計4年間）。
 - （8）臨床研修を2年以内に修了できなかった場合で引き続き臨床研修を継続するとき。
 - （9）その他やむを得ないと認められるとき。
- 6 取得可能な専門医の資格
一般社団法人日本専門医機構による専門研修の基本領域の資格（1資格）
サブスペシャリティについては、医療に関する広告が可能となった医師等の専門性に関する資格又は一般社団法人日本専門医機構が認める領域の1つまでとし、最大3年の期間を認める。（3年を超えるプログラムの場合は要相談）
ただし、配置状況によっては義務年限中に取得できない場合がある（要相談）。
専門医の資格取得について疑問が生じた場合は、医療人材課の担当者へ連絡すること。

2. 基本フローチャート



義務年限

が9年間に達した場合に修了となります。



凡例 義務年限 猶予

3.モデルコース



■ (1)ベーシックコース

臨床研修→専門研修（専門医取得）→勤務医

■ (2)海外留学コース

臨床研修→専門研修（専門医取得）

→海外留学→勤務医

■ (3)学位取得コース

臨床研修→専門研修（専門医取得）

→大学院（学位取得）→勤務医

※「産休・育児休業の期間」「災害、疾病により業務に従事できない期間」「その他やむを得ない事由がある場合」は、その期間を上記コースの期間に加算します。

3(1) ベーシックコース



修了年数	臨床研修	→	専門研修	→	勤務医として勤務
9年	2年 A 埼玉県内病院		3年～5年 a 特定地域の公的医療機関 又は b 特定診療科等		2年～4年 (a)特定地域の公的医療機関 又は (b)特定診療科等
11年	2年 B 埼玉県外病院		3年～5年 a 特定地域の公的医療機関 又は b 特定診療科等		4年～6年 (a)特定地域の公的医療機関 又は (b)特定診療科等
12年 ～ 16年	2年 A 埼玉県内病院		3年～5年 c a又はb以外の県内病院 又は d 埼玉県外の病院		7年 (a)特定地域の公的医療機関 又は (b)特定診療科等
	2年 B 埼玉県外病院		3年～5年 c a又はb以外の県内病院 又は d 埼玉県外の病院		9年 (a)特定地域の公的医療機関 又は (b)特定診療科等

凡例

義務年限

猶予

※ 義務年限が9年間に達した場合に修了となります。

※ 専門研修の基幹施設(a又はb)から、研修中に他の連携施設又は関連施設(c又はd)に派遣された場合、義務年限に算定されないことがあります。

3(2) 海外留学コース



■ ベーシックコース+海外留学で最新の知識・技術を修得するコース

- 県内指定病院で専門研修後に海外留学（例）



- 県外の病院で専門研修後に海外留学（例）



凡例

義務年限

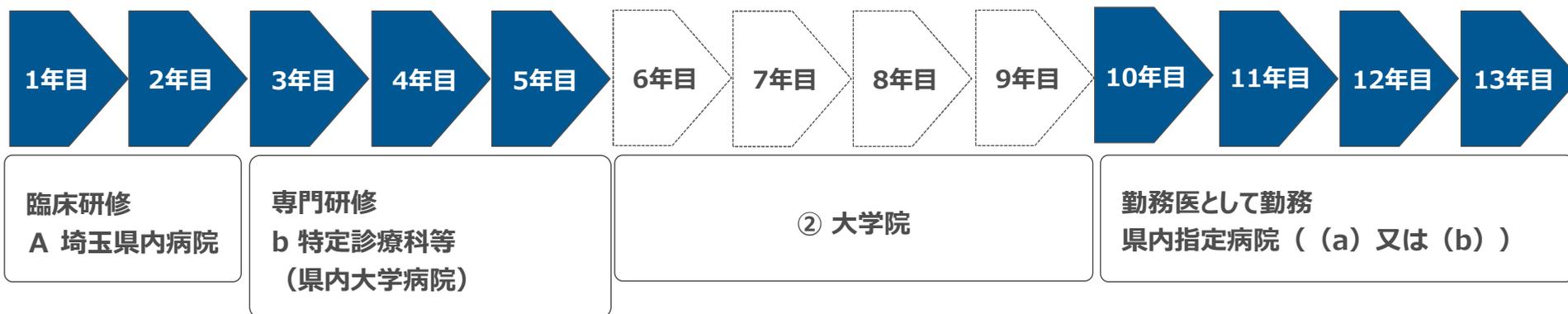
猶予

3(3) 学位取得コース



■ ベーシックコース+大学院で学位を修得するコース

- 県内大学病院で専門研修後、県内大学院で学位取得（例）



- 県外大学病院で専門研修後、県外大学院で学位取得（例）



凡例

義務年限

猶予

4. 臨床研修病院について



臨床研修病院数：36（防衛医科大学学校病院を除く。）

病院名	〒	所在地
1 川口市立医療センター	333-0833	川口市西新井番 180
2 済生会川口総合病院	332-8558	川口市西川口 5-11-5
3 埼玉協同病院	333-0831	川口市木曾呂 1317
4 戸田中央総合病院	335-0023	戸田市内町 1-19-3
5 TMG あさか医療センター	351-0023	秩穂市渡辺 1340-1
6 国立病院機構 埼玉病院	351-0102	和光市園誌 2-1
7 新座志木中央総合病院	352-0001	新座市東北 1-7-2
8 春日部市立医療センター	344-8588	春日部市中央 6-7-1
9 秀和総合病院	344-0035	春日部市谷原新田 1200
10 春日部中央総合病院	344-0063	春日部市緑町 5-9-4
11 越谷市立病院	343-8577	越谷市東越谷 10-32
12 南山医科大学埼玉医療センター	343-8555	越谷市南越谷 2-1-50
13 草加市立病院	340-8560	草加市草加 2-21-1
14 みさと健和病院	341-8555	三郷市園野 4-494-1
15 三郷中央総合病院	341-8526	三郷市中央 4-5-1
16 埼玉メディカルセンター	330-0074	さいたま市浦和区北浦和 4-9-3
17 さいたま市立病院	336-8522	さいたま市緑区三幸 2460
18 さいたま赤十字病院	330-8553	さいたま市中央区新都心 1-5
19 自治医科大学附属さいたま医療センター	330-8503	さいたま市大宮区天沼町 1-847
20 彩の国東大宮メディカルセンター	331-8577	さいたま市北区土呂町 1522
21 さいたま市民医療センター	331-0054	さいたま市西区島根 299-1
22 上尾中央総合病院	362-8588	上尾市柏原 1-10-10
23 北里大学メディカルセンター	364-8501	北本市荒井 6-100
24 小川赤十字病院	355-0397	比企郡小川町小川 1525
25 関越病院	350-2213	鶴ヶ島市御所 145-1
26 埼玉医科大学病院	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38
27 埼玉医科大学総合医療センター	350-8550	川越市鶴田 1981
28 国立病院機構 西埼玉中央病院	359-1151	所沢市若狭 2-1671
29 埼玉石心会病院	350-1305	狭山市入間川 2-37-20
30 埼玉医科大学国際医療センター	350-1298	日高市山腹 1397-1
31 行田総合病院	361-0056	行田市持田 376
32 羽生総合病院	348-8505	羽生市下駄敷 446
33 済生会加須病院	347-0101	加須市上高瀬 1680
34 新久喜総合病院	346-8530	久喜市上早見 418-1
35 熊谷総合病院	360-8567	熊谷市中西 4-5-1
36 深谷赤十字病院	366-0052	深谷市上柴町西 5-8-1
防衛医科大学学校病院	359-8513	所沢市蓮木 3-2

埼玉県臨床研修病院

MAP



5.義務年限に算定される専門研修



■ 産科、小児科、救急科

県内の医療機関での研修となります。

- 産婦人科 29施設
- 小児科 34施設
- 救急科 66施設

別紙1を
ご覧ください

■ その他診療科

特定地域の公的医療機関での研修となります。

1	3	4	5	6	8	9	10	11	12	13	14	15	17	18	19	合計
内科	皮膚科	精神科	外科	整形外科	眼科	耳鼻咽喉科	泌尿器科	脳神経外科	放射線科	麻酔科	病理	臨床検査	形成外科	リハビリ	総合診療	
27	4	1	15	12	3	0	9	6	1	3	4	0	1	1	5	92

別紙2を
ご覧ください

注1：上記のうち、産科、小児科、救急科は「県内病院産科、小児科、救命救急センター」、その他の診療科は「特定地域の公的医療機関」における専門研修が義務年限に含まれます（ただし、当該医療機関に勤務している期間のみ義務年限の算定対象となります）。

注2：R6.8日本専門医機構から県に提供された同機構への申請情報を元に防衛医科大学校病院を除いて集計

埼玉県内の専門研修施設や基幹プログラムの詳細情報をまとめた「埼玉県専門研修プログラムNavi」が開設されました。こちらをご覧ください。

<https://saisen-navi.jp>

6. 研修後の勤務① 特定地域の公的医療機関

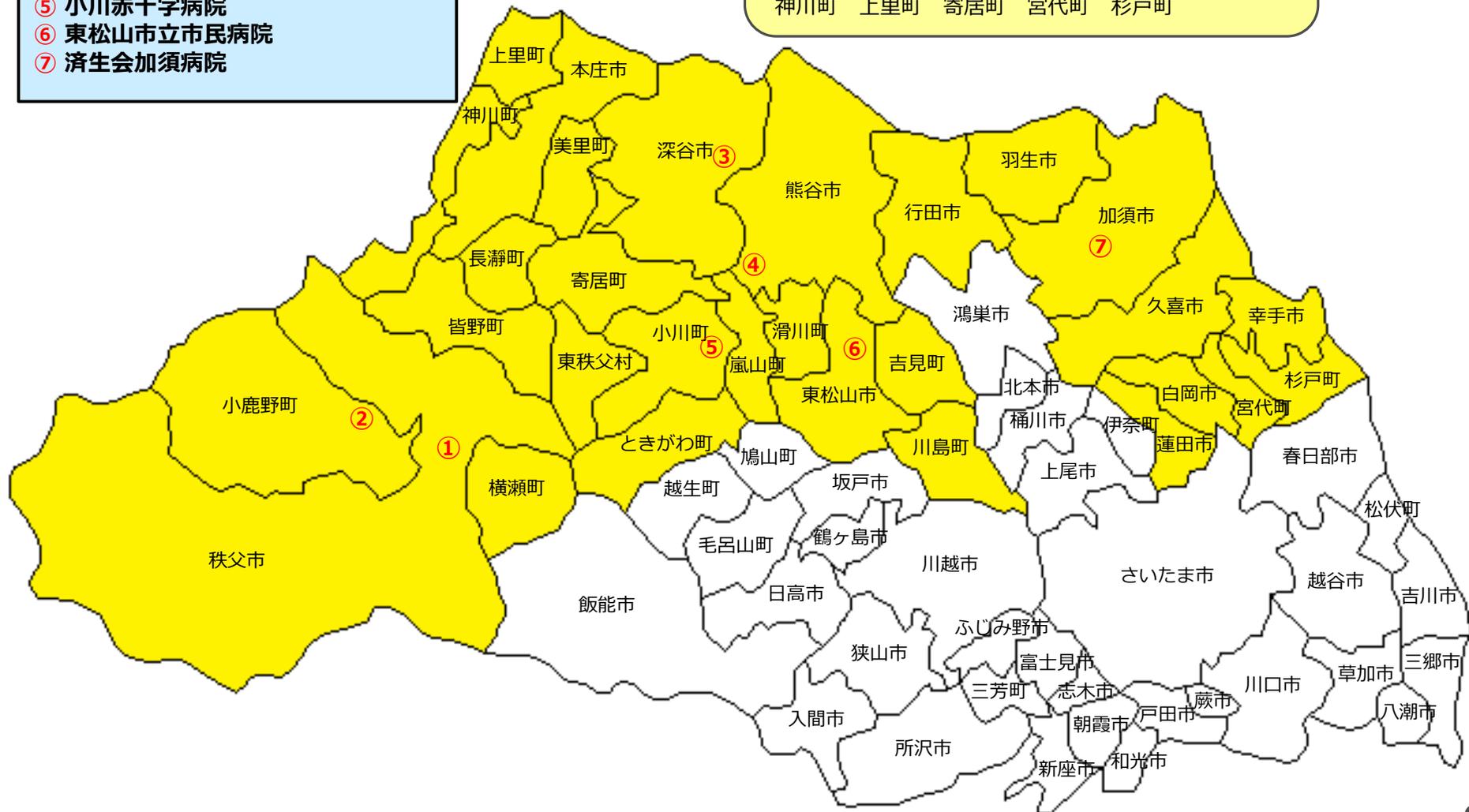


特定地域の公的医療機関の例

- ① 秩父市立病院
- ② 国民健康保険町立小鹿野中央病院
- ③ 深谷赤十字病院
- ④ 埼玉県立循環器・呼吸器病センター
- ⑤ 小川赤十字病院
- ⑥ 東松山市立市民病院
- ⑦ 済生会加須病院

特定地域：29市町村（12市・16町・1村）

熊谷市 行田市 秩父市 加須市 本庄市 東松山市
 羽生市 深谷市 久喜市 蓮田市 幸手市 白岡市
 滑川町 嵐山町 小川町 川島町 吉見町 ときがわ町
 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町 東秩父村 美里町
 神川町 上里町 寄居町 宮代町 杉戸町



7.研修後の勤務②県内病院の産科、小児科



■ 県内病院の産科・産婦人科について

病院数 42（詳細は別紙3参照）

	二次医療圏										
	南部	南西部	東部	さいたま	県央	川越比企	西部	利根	北部	秩父	総計
病院数	5	5	6	7	2	5	4	3	5	0	42

■ 県内病院の小児科について

病院数 111（詳細は別紙4参照）

	二次医療圏										
	南部	南西部	東部	さいたま	県央	川越比企	西部	利根	北部	秩父	総計
病院数	10	10	14	12	5	16	16	13	12	3	111

8.研修後の勤務③救命救急センター



- 1 さいたま赤十字病院 高度救命救急センター (さいたま市)
- 2 埼玉医科大学総合医療センター 高度救命救急センター (川越市)
- 3 深谷赤十字病院 救命救急センター (深谷市)
- 4 川口市立医療センター 救命救急センター (川口市)
- 5 防衛医科大学校病院 救命救急センター (所沢市)
- 6 獨協医科大学埼玉医療センター 救命救急センター (越谷市)
- 7 埼玉医科大学国際医療センター 救命救急センター (日高市)
- 8 自治医科大学附属さいたま医療センター 救命救急センター (さいたま市)
- 9 さいたま市立病院 救命救急センター (さいたま市)
- 10 独立行政法人国立病院機構埼玉病院 救命救急センター (和光市)
- 11 社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会加須病院 (加須市)

9.研修資金貸与制度



○ 臨床研修医・専攻医向け研修資金貸与制度



	臨床研修医向け研修資金	専攻医向け研修資金
対象者	埼玉県内の臨床研修病院の臨床研修医	埼玉県の周産期母子医療センターまたは救命救急センターにおいて、産科、小児科または救急医療に係る専門研修を受講している専攻医
貸与金額	月額10万円以内	月額20万円以内
貸与期間	2年以内	3年以内
返還免除条件	埼玉県内の病院の産科、小児科または救命救急センターで貸与期間の1.5倍勤務すること	

10. 臨床研修指導医資格取得支援事業



○ 臨床研修指導医資格取得支援事業

奨学金貸与者等が義務年限終了後、臨床研修指導医になるために要する経費を医療機関に補助する。

臨床研修指導医資格取得支援事業	
対象	<p>補助対象者が、自院に所属する常勤医師で、次の（１）及び（２）に該当する者に対し、臨床研修指導医の資格取得を支援する事業</p> <p>（１）次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 埼玉県出身者奨学金又は埼玉県指定大学奨学金貸与者であり、義務年限終了後の者 イ 埼玉県臨床研修医研修資金貸与者であり、義務年限終了後の者 ウ 埼玉県後期研修医研修資金貸与者であり、義務年限終了後の者 エ 自治医科大学医学部埼玉県卒卒業生であり、義務年限終了後の者 <p>（２）当該補助金を交付する年度末時点において、年齢45歳以下の者</p>
対象事業	<p>（１）臨床研修指導医講習会受講支援事業</p> <p>（２）学会参加支援事業（指導医育成に資するものとする。）</p>
補助額の算定方法	<p>臨床研修指導医資格取得のための次の経費を補助（補助限度額 1名あたり30万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床研修指導医講習会受講料 ・学会参加費（指導医育成に資するものとする。） ・旅費・滞在費（日額 1万円まで） ・書籍購入費
要綱・各種様式	<p>事業の概要、実施要領、補助金の交付要綱、各種様式は埼玉県ホームページへ 臨床研修指導医資格取得支援事業補助金について</p>